

令和8年度佐賀県子育て支援CSO物価高騰対応事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は物価高騰の影響を受けるこどものいる生活困窮世帯に対する支援活動を後押しするため、佐賀県内のコミュニティフリッジ及びこども宅食の実施団体（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において令和8年度佐賀県子育て支援CSO物価高騰対応事業費補助金（以下、「補助金」という。）を交付することとし、その補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）並びに佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより行うものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 第1項の補助事業者は、前項の(2)から(7)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は別表第1のとおりとする。

2 前項の規定に関わらず、次に掲げる経費は対象経費から除外する。

- (1) 交付の決定の日より前に発生した経費
- (2) 人件費
- (3) 消費税及び地方消費税その他租税公課
- (4) 見積書、契約書、納品書、領収書等で契約・支払金額が確認できない経費

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、物価高騰対応事業（物価高騰により寄付で賄い難い物品を補助事業者が購入し、当該物品を活用して実施する事業をいう。）を行う補助事業者の事業（別表第1の区分に掲げるものに限る）で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 佐賀県内で実施されること
- (2) 申請日時点において、事業（別表第1区分に掲げるものに限る）開始から3か月以上経過していること
- (3) 営利を目的とした事業でないこと
- (4) 宗教又は政治活動を目的としていないこと
- (5) 特定の技能の向上を目指す教室事業や、競技目的のための事業でないこと
- (6) 参加料を徴収する場合は、食事の提供等に係る実費等の低廉なものに限ること

（補助金の交付申請）

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとし、令和8年度佐賀県子育て支援CSO物価高騰対応事業費補助金募集要項に掲げる、募集受付期間内に、知事に1部提出するものとする。

2 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

（補助金の交付の条件）

第6条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 法、令、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助対象経費の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

（状況報告）

第7条 補助事業者は、補助事業遂行の状況に関し、知事の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

（実績報告）

第8条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、令和9年1月29日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、精算払で交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払で交付することができる。

2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第4-1号及び様式第4-2号のとおりとする。

附 則

この要綱は、令和8年度分の補助金に適用する。

別表第 1 (第 3 条関係)

区分 (事業の種類)	補助対象経費(※1)	補助上限額	補助率
コミュニティ フリッジ	<p>物価高騰対策事業(実施回数を増やす、配布物資を増やす等既存事業から拡充や強化した事業をいう。)を行う補助事業者の事業(左記区分に掲げるものに限る)にかかる経費(国、地方自治体及びその他の団体(日本財団等)から補助金等の財政的支援を受けている経費を除く。)</p> <p>のうち、次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供用の消耗品費(米、肉、野菜等の食材、参考書、文具等の学習教材、トイレトーパー、容器等の日用物品) ・ 各世帯を訪問する際に必要となる燃料(こども宅食のみ) ・ その他知事が必要と認める経費 	<p>1 団体あたり、基準日(※3)における登録世帯数 1 世帯(登録者数 1 名)につき 7 千円</p>	<p>10/10 以内</p>
こども宅食 (※2)	<p>・ 各世帯を訪問する際に必要となる燃料(こども宅食のみ)</p> <p>・ その他知事が必要と認める経費</p>	<p>1 団体あたり、基準日(※3)における宅食利用世帯(配達世帯)数 1 世帯につき 7 千円</p>	

※1 交付決定の日から令和 9 年 1 月 29 日までに支払った経費

※2 世帯に対して月 1 回以上の訪問を行うもの

※3 交付申請日の属する月の初日